

第1 請求の内容

1 請求人

- (1) 春日井市〇〇〇
〇〇 〇〇
- (2) 春日井市〇〇〇
〇〇 〇〇

2 請求書の提出

平成31年3月18日

3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書及び陳述の内容から次のとおりであると解した。なお、原文は、末尾に掲載した。

(1) 請求の趣旨

ア 春日井市長（以下「市長」という。）は、平成30年4月12日午前10時30分から13日午前1時30分までの時間帯に市の公用車（クラウンマジェスタハイブリッド）を使用（以下「本件公用車使用」という。）し、富山県黒部市で行われた春日井市議会議員親睦会に出席（以下「本件親睦会出席」という。）した。

イ 市長の本件親睦会出席に係る一連の行為は、公用車の使用（公金の支出）が認められる公務ではない。その理由として、市長が自市の市議会議員と会って市民ニーズを把握する機会等は、春日井市議会本会議など市内において頻繁にあるため、会うこと等を目的とした走行距離（671km）としては一般常識を逸脱した距離であり、地方自治法第2条第14項等に鑑み、公金支出の必要性・妥当性を有しないことから、その公金の支出は違法・不当である。

また、その他の理由として、市長が参加費を私費で負担していることは公用と私用を混同しており整合性がないこと、公金支出を伴う出張行為において出張報告書が存在しないこと、議会事務局長は公務外として休暇を取得のうえ参加していることから、その公金の支出は違法・不当である。

ウ 市長が負担した本件親睦会出席に伴う参加費は、市議会議員で構成される春日井市議会議員親睦会（以下「議員親睦会」という。）が支払った市長及び運転手の旅行代金より大幅に少額である。これは、春日井市の一般職員に求める職務規律に規定されている「利害関係者等からのもてなし」そのものである。国家公務員倫理規程第3条第1項第6号

において、利害関係者から供応接待を受ける行為は禁止されており、地方公務員にも当然にしてその規定が適用されることから、市長が議員親睦会から供応接待を受けた行為は懲戒処分に当たる。

(2) 措置要求

春日井市役所から富山県黒部市までの往復距離 671 kmに要したガソリン代 9,528 円、高速道路料金 10,700 円及び公用車運転手の人件費(賃金、超過勤務手当及び深夜勤務手当)の損害が春日井市に生じているので、市長に対し当該損害を春日井市に返還すること、市長に対する違法・不当行為に係る懲戒処分を行うこと、今後このような違法・不当な行為及びその行為に係る公金の支出を行わないことを請求する。

第2 要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成31年4月11日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、追加の証拠の提出があり、請求人2名は陳述を行った。なお、請求人は議選監査委員の除斥を求めたが、監査対象事項に直接の利害関係がないと判断し除斥はしなかった。

2 監査対象事項

本件親睦会出席に当たり、本件公用車使用に係る違法・不当な公金の支出が認められるか否かを監査対象とした。

なお、地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。よって、請求人は市長が議員親睦会から供応接待を受けたとする行為について、懲戒処分等の措置をとるよう求めているが、財務会計上の行為に当たらず、また、請求人が求めることができる措置に該当しないことから、監査の対象とはならない。

3 監査対象部局調査

本件公用車使用に係る事務を執行した企画政策部の職員（企画政策部長、秘書課長等）に対して説明を求め調査を行った。

第4 監査の結果

1 確認した事実

企画政策部への調査により、次の5点について確認した。

(1) 本件親睦会出席に係る公務の判断について

市長に対する各種団体からの催事等への出席依頼は、行政機関の長である首長としての立場にある市長に対して依頼があったものとして、公務と判断していた。

本件親睦会出席の判断についても、任意団体からの出席依頼として他の各種団体からの依頼と同様に公務と判断していた。

(2) 本件親睦会出席の判断について

公務に当たり出欠の判断については、地方公共団体としての役割を果たすことに資するものであること、当該団体の実施する催事等が、宗教的、政治的、営利的などの意図又は目的がないことを確認した上で、相手方との友好関係や信頼関係の維持増進を図るため、時間の許す限り出席することとしていた。

本件親睦会出席については、多数の議員が会する場に列席することにより、胸襟を開きより踏み込んだ意見交換や情報交換を行うことができるとの判断によるものであった。

(3) 本件親睦会出席に係る交通手段の選択について

交通手段については、市長としての職責を全うする上で必要な機動性や有事対応のための体制を確保する必要がある、具体的には、他の公務にできる限り影響がないようにすること、災害等の緊急時には直ちに春日井市に戻ることができること、旅費が過大にならないことなど、様々な観点から総合的に検討し選択していた。

本件親睦会出席についても、旅行の所要時間や旅費負担、緊急時の対応などを総合的に考慮し本件公用車使用を決定していた。

(4) 本件親睦会出席に係る必要経費の公費負担について

公務に係るものは、原則、公費負担としており、会費についても、市長交際費支出基準に照らせば交際費からの支出が可能ではあったが、率直な意見交換や情報交換という目的の遂行の支障とならないよう会費負担に対する相手方の受け止め方に配慮する市長の判断により公費負担としていなかった。

また、本件に限らず他団体との懇親会等において、その団体との関わりの中で、市長の判断により公費負担としないものもあった。

(5) 市長の出張に当たり作成している文書について

特別職の出張について報告書を作成する旨の規定はなく、催事等への列席という性質上報告書面として文書に記録するにはそぐわないものとしていた。

2 判断

確認した事実等に基づき、本件請求である本件親睦会出席は公務ではなく、本件公用車使用に係る公金の支出は違法・不当であるという主張について次のとおり判断する。

普通地方公共団体における首長の公務の範囲について判例では、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること(地方自治法第1条の2第1項)などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。(最高裁平成18年12月1日第二小法廷判決)」とされている。

本件親睦会出席については、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができものである。

「第4 監査の結果 1 確認した事実」(以下「1 確認した事実」という。)(1)及び(2)によると、議員親睦会から行政機関の長である市長に対して出席依頼があったものであり、多数の議員が会する場に列席することにより、市民の代表者である市議会議員と胸襟を開きより踏み込んだ意見交換や情報交換を行うことができることから、移動距離のみをもって出欠を判断するのではなく、他の公務に影響がないことなどを確認した上で、時間の許す限り出席とした考え方は妥当であると言える。また、1 確認した事実(3)によると、交通手段については、災害等の緊急時の対応や旅費負担などを考慮して決めており、本件親睦会出席においても、翌日の公務日程等を踏まえ他の交通手段を比較考量して、合理的な移動方法を選択したと認められる。

1 確認した事実(4)によると、参加費を公費負担としなかったのは、市長自身の判断により率直な意見交換等という目的の支障とならないよう、相手方に配慮したものであり、他団体との懇親会等においても、その団体との関わりの中で市長が公費負担としない判断をしている状況からも、参加費を公費負担としなかったことをもって、公務であるとの判断を左右するものではない。

また、出席と判断した理由や移動手段として公用車を選択した状況等を考慮すれば、本件親睦会出席は社会通念上儀礼の範囲にとどまるものということができる。

出張報告書については、一般職に属するものは春日井市職員服務規程（平成2年9月28日訓令第2号）において、復命書を作成し旅行命令権者に提出しなければならないこととされているが、同規程は特別職である市長には適用されず、報告書がないことをもって公務ではないと判断することはできない。また、一般職である議会事務局長が本件親睦会出席を公務外と判断したことは、地方公共団体の首長という立場である市長に対する判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件親睦会出席は公務と認められ、本件公用車使用は合理的で適切な判断に基づく、適正な予算の執行であると言える。

以上のことから、本件親睦会出席に当たり、本件公用車使用に係る違法・不当な公金の支出は認められない。

3 結論

本件請求のうち、本件親睦会出席に当たり、本件公用車使用に係る違法・不当な公金の支出について請求人の主張には理由がないと認められるので、これを棄却し、その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないので、これを却下する。

春日井市職員措置請求書（原文のまま記載）

春日井市長・伊藤太に関する措置請求書

1. 請求の要旨

- (1) 平成30年4月12日から13日にかけて春日井市議会議員親睦会が実施された。
- (2) 春日井市長は、富山県黒部市宇奈月温泉 347-1の「延楽」における、4月12日の午後6時30分からの春日井市議会議員親睦会（「宴会」）に、出席した。
- (3) 市長は、これに出席するのに、市の公用車（クラウンマジェスタハイブリット）を利用し、4月12日午前10時30分から4月13日午前1時30分までの時間帯に、春日井市と旅館（延楽）の間を往復した。（総走行距離 671 km）
- (4) 市長の「議員懇親会への出席」に係る一連の行為は、公用車の使用（公金の支出）が認められる「公務」でないだけでなく、地方公務員法第33条違反であり、地方公務員法第29条の懲戒処分の対象となる違法行為が含まれている。その理由は
イ、市長が出席した「宴会」が実施された場所は、富山県黒部市宇奈月温泉 347-1であり、春日井市からの市長公用車の総走行距離は671Kmである。市長が自市の市議会議員と会って市民ニーズを把握する機会等は春日井市議会本会議等、春日井市内において頻繁にある。したがって、自市の市議会議員と会うこと等を目的とした走行距離として、一般常識を逸脱した距離であり、地方自治法第2条14項等に鑑み、公金支出の必要性・妥当性を有しないことから、その公金の支出は違法不当である。
（地方自治法第2条14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）
ロ、市長（並びに公用車運転手）が議員親睦会に参加するに際して、市長が私費によって負担した額（参加費1万円）は、議員親睦会が実際に支払った市長並びに公用車運転手に係る旅行代金（市長；日帰り旅行代、運転手；食事と休憩代）よりも大幅に少額である。これは、市の一般職員に求めている職務規律（「職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等について（通知）」綱紀粛正（1）職務上利害関係のある業者等との接触に当たっては、市民に疑念を抱かせるような行為は厳に慎み、利害関係者等からのもてなしは受けないこと。）に規定されている、「利害関係者等からのもてなし」そ

のものである。国家公務員倫理規程第3条第1項第6号において、利害関係者から職員が飲食の提供を受けることは禁止されている。自己費用負担額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者から当該差額分の供応接待を受けたこととなり、禁止行為に該当する。地方公務員にも当然にしてその規定が適用されるものであり、春日井市長が議員親睦会から供応接待を受けた行為は、懲戒処分に当たる。

ハ、公用車を利用し、公用車運転手を使用しながら、参加費を私費で支払っていることは、公用と私用を混同しており、全く整合性がない。

ニ、市長公用車の総走行距離 671 kmからすると、社会通念上は出張行為に該当する距離であるが、「議員親睦会への出席」により得た成果等がまとめられた出張報告書が存在しない。公務員及び行政機関は、「文書主義の原則」に基づき事務を行うべきことからして、仮に「議員親睦会への出席」が「公務」であるのであれば、出張報告書が存在するはずである。逆説的に言えば、当事案のような遠方への公金支出をとまなう出張行為において、出張報告書が存在しなければ「公務」とは認められない。(出張報告書とは、出張の目的、どの議員からどのような聞き取りを行ったのか、どのような市民ニーズを聴取したのか、それらをどういう施策につなげるのか等の内容が記載されたものを指す。)

ホ、春日井市議会事務局の〇〇事務局長も当該議員親睦会旅行に参加しているが、〇〇事務局長は「公務外」と判断し、年次有給休暇を取得のうえ私費(参加費2万円)で参加している。

ヘ、職務規律を市の職員に求めているなか(「職員の綱紀肅正及び服務規律の確保等について(通知)」副市長、総務部長(差出人)を参照)、一自治体の首長として、率先垂範すべき立場を逸脱している。

(5) 損害

春日井市役所から、富山県黒部市宇奈月温泉 347-1 の旅館までの往復距離は 671 Kmである。当時のガソリン単価契約価格は、レギュラーで1リットル 142 円である。公用車の燃費を1リットル 10 キロメートル(市長公用車クラウンマジェスタハイブリッドの平成 29 年度決算額の平均燃費)として、公用車が春日井市と「延楽」間の往復に要したガソリン代は 9,528 円(142 円×67,1Km=9,528 円)である。

又、公用車の運転手には、人件費として、通常勤務に係る賃金、超過勤務手当、及び深夜勤務手当が支払われているので、これらの合計金額。

注・職員(運転手)に係る金額は、情報開示を求めたが、市情報公開担当が個人情報に当たるとし、当該職員の労務職給与表5級における「号」や給

与月額等は「不開示決定」であったので私どもにおいて算定できない。これに係る金額は監査当局で調査し、確定すべきものである。

又、この公用車の使用した高速道路料金は 10,700 円である。

(6) 責任

次の者は春日井市に対して、以下の損害賠償責任がある。

1. 春日井市長伊藤太

市長公用車 1 台のガソリン代 (9,528 円)、高速道路料金 (10,700 円)、運転手の通常勤務に係る賃金、超過勤務手当及び深夜勤務手当の合計額。

(7) 請求事項

- 1). 春日井市長伊藤太は前記(6)1の春日井市に生じた損害額を春日井市に返還すること。
- 2). 春日井市長伊藤太に対する違法不当行為に係る懲戒処分を行うこと。
- 3). 今後、このような違法・不当な行為を行わないこと。
- 4). 今後、このような違法・不当な行為に係る公金の支出を行わないこと。

2. 請求者

住 所 春日井市○○○○○○○○○○○○○○○○
職 業 ○○
氏 名 ○○○○
住 所 春日井市○○○○○○○○○○○○○○○○
職 業 ○○
氏 名 ○○○○

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙の事実証明書を添え、春日井市長伊藤太が平成 30 年 4 月 12 日から 13 日に、市長公用車を私用に使用する等して、「議員親睦会に出席」したことは違法・不当な行為であり、春日井市長伊藤太に対して春日井市に与えた損害金の返還を請求すること、春日井市長伊藤太に対する違法不当行為に係る懲戒処分を行うこと、及び今後このような違法不当な行為を行わないことを請求する。

平成 31 年 3 月 18 日
春日井市監査委員あて